

仙台青葉学院短期大学 履修規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、仙台青葉学院短期大学学則（以下「学則」という。）第22条第4項、第24条第2項及び第36条第2項の規定により、授業科目の履修方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業科目等)

第2条 各授業科目の単位数及び必修・選択の別等は、別表第一のとおりとする。

(単位修得)

第3条 単位を修得するには、各授業科目所定の時間数を履修し、成績評価において合格の判定を受けなければならない。

(履修の登録)

第4条 履修する授業科目は、前期及び後期の所定の期日までに登録を行わなければならない。

- 2 所定の期日までに登録を行わない場合は、当該学期の修学の意味がないものとみなす。
- 3 登録を行わなかった授業科目は、履修することができない。
- 4 変更登録期間後の変更は認めない。

(履修登録の制限)

第5条 次の各号に掲げる授業科目は、履修登録をすることができない。

- (1) 在学年次より上級年次に配当されている授業科目
 - (2) 既に単位を修得した授業科目
 - (3) 同一時限の重複する授業科目
- 2 履修登録の上限については、学則第22条第2項及び第3項の規定に基づき、別に定める。

(試験)

第6条 試験は、定期試験及び随時試験とする。

- 2 定期試験は、その授業の開講時期の末に期間を定めて行う。

- 3 随時試験は、規定の授業回数終了後、定期試験の期間以外に行う。
- 4 第1項の試験は、筆記試験、口述試験、実技試験、学習成果物による試験又は論文試験により行う。
- 5 次の各号に該当する授業科目は、試験を受験することができない。
 - (1) 当該授業科目の履修登録をしていない場合
 - (2) 当該授業科目の一般欠席時間数が総時間数の3分の1を超える場合
 - (3) 当該授業科目の一般欠席時間数と公認欠席時間数を合計した時間数が、総時間数の2分の1を超える場合
 ただし、こども学科の保育士資格及び教育職員免許状（幼稚園教諭二種免許状）取得に関する授業科目については、当該授業科目の一般欠席時間数と公認欠席時間数を合計した時間数が、総時間数の3分の1を超える場合

（成績評価等）

第7条 学生の成績は、前条の試験のほか、授業時間内に行う臨時試験、課題レポート、発表、討論、提出作品、授業への参加態度等（以下「臨時試験等」という。）を勘案して評価する。

- 2 成績評価方法は、シラバスにあらかじめ示す。
- 3 成績評価は、下表のとおり、秀（AA）、優（A）、良（B）及び可（C）を合格とし、不可（D）、評価不能（E）を不合格とする。また、それぞれの成績評価に対してグレード・ポイント（以下「GP」という。）を付与する。

判定	成績評価	点数	GP
合格 (単位認定)	秀 (AA)	90点以上	4
	優 (A)	80点以上90点未満	3
	良 (B)	70点以上80点未満	2
	可 (C)	60点以上70点未満	1
不合格 (単位認定不可)	不可 (D)	60点未満	0
	評価不能 (E)	(1) 前条第5項に該当する科目 (2) 資格取得に係る実習で、各学科が授業科目ごとに定める時間数を満たさない場合	0

なお、第9条の再試験で合格の場合の成績評価は、可（C）、GPは1ポイントとする。

- 4 履修登録した各授業科目の単位数に当該授業科目のGPを乗じた値を、履修登録した全授業科目について総計し、その値を履修登録した授業科目の総単位数で除して算出する平均値をグレード・ポイント・アベレージ（以下「GPA」という。）という。GPAの活用方法等については、別に定める。

5 成績評価及びGPAは、学生及び保証人（保護者等）へ成績通知表をもって通知する。

（追試験）

第8条 次項第1号又は第2号に該当する事由で欠席した学生は、追試験願を提出することで追試験を行う。その他の事由により、試験を受験することができなかった学生に対しては、追試験の願い出を教務委員会で審議し、教授会に諮って、受験を認めた場合に限り追試験を行う。

2 前項の規定により、追試験の受験を希望する学生は、所定の期日までに追試験願を提出しなければならない。この場合、次の各号のいずれかの欠席事由により、信憑書類を添付しなければならない。

(1) 傷病の場合

(2) 公認欠席規程第3条第2号、第4号から第6号までに該当する場合

(3) その他

3 追試験の実施日時は、担当教員が定める。

4 追試験は、当該受験許可が与えられた学生に対し、1回のみ実施する。

5 追試験における点数は、原則として試験に準ずる。ただし、看護学科の専門教育分野については、追試験その他の成績評価の合計を80点満点で評価する。

（再試験）

第9条 成績評価が不可（D）となった学生に対しては、担当教員が認めた科目に限り、再試験を行う。

2 試験を欠席し、前条の事由による追試験が認められなかった学生に対しては、教務委員会学科分科会及び教授会が認めた場合に限り再試験受験を認める。

3 当該受験許可が与えられた学生は、所定の期日までに1科目あたり2,000円の受験料とともに再試験願を提出しなければならない。

4 再試験の実施日時は、担当教員が定める。

5 再試験は、当該受験許可が与えられた学生に対し、原則として1回のみ実施する。

6 再試験結果に基づいた成績評価は、取得した点数にかかわらず60点（可（C））を上限とする。

（不正行為）

第10条 試験（追試験を含む。）において不正行為を行った学生に対しては、学則第42条により懲戒するほか、当該学期期間中に成績評価する授業科目の評価をすべて不可（D）とし、再試験は認めない。

2 再試験における不正行為も前項に準じる。

- 3 成績評価に係る臨時試験等において不正行為があった場合は、その都度教務委員会で審議する。

(卒業)

第11条 学則第35条の定めのとおり、卒業するためには、修業年限以上在学し、所定の単位数を修得しなければならない。

- 2 前項の卒業の時期は、学年末とする。ただし、卒業延期になった学生が前期に卒業に必要な単位を修得した場合は、学年末を待たず前期末（9月）の卒業を認める。

第2章 看護学科

(授業科目等)

第12条 第2条に規定する授業科目の単位を、次のとおり修得しなければならない。

- (1) 教養教育分野 必修14単位
- (2) 専門教育分野 必修86単位

(履修要件)

第13条 次の授業科目を履修する学生は、当該各号の要件を満たしていなければならない。

- (1) 「基礎看護学実習Ⅱ」
「看護倫理」、「看護学原論」「看護過程論」、「基礎看護技術Ⅰ」、「基礎看護技術Ⅱ」、「基礎看護技術Ⅲ」及び「基礎看護学実習Ⅰ」の単位を修得していること。
- (2) 専門統合科目の「統合演習」及び「統合実習」
すべての領域別看護学実習及び「在宅看護論実習」の単位を修得していること。

(進級)

第14条 在学年次に配当されているすべての必修科目の単位を修得した場合に、在学年次の1年次上の学年に進級することができる。

(留年)

第15条 在学年次に配当されているすべての科目の単位を修得できなかった場合は、留年となる。

- 2 学則第6条第1項ただし書の規定により、学長が特別な事情であると認める場合を除き、同一学年に2年を超えて在学することはできない。

第3章 ビジネスキャリア学科

(授業科目等)

第16条 第2条に規定する授業科目の単位を、次のとおり修得しなければならない。

- (1) 教養教育分野 必修7単位及び選択2単位以上
- (2) 専門教育分野及び演習分野 必修26単位及び選択27単位以上

第17条 削除

第4章 リハビリテーション学科

(授業科目等)

第18条 第2条に規定する授業科目の単位を、次のとおり修得しなければならない。

- (1) 教養教育分野 必修14単位
- (2) 専門教育分野 必修90単位以上

(臨床実習の履修要件)

第19条 原則として、各実習区分の臨床実習開始前に行われる必修科目試験をすべて合格していることを履修要件とする。ただし、「臨床実習Ⅰ(体験実習)」については、この限りでない。

(進級)

第20条 在学年次に配当されているすべての必修科目の単位を修得した場合に、在学年次の1年次上の学年に進級することができる。

(留年)

第21条 在学年次に配当されているすべての必修科目の単位を修得できなかった場合は、留年となる。

- 2 学則第6条第1項ただし書の規定により、学長が特別な事情があると認める場合を除き、同一学年に2年を超えて在学することはできない。

第5章 こども学科

(授業科目等)

第22条 第2条に規定する授業科目の単位を、必修39単位及び選択23単位以上修得し、かつ、次のとおり修得しなければならない。

- (1) 教養教育分野 13単位以上
- (2) 専門教育分野 幼児教育の基礎 6単位以上

基礎技能	2 単位以上
教育及び保育の本質	6 単位以上
教育及び保育の制度	2 単位以上
教育及び保育の対象理解	4 単位以上
教育及び保育の計画と方法	12 単位以上
ゼミナール	4 単位

(実習の履修要件)

第23条 実習科目を履修する学生は、以下の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 所定の科目の単位を修得した者。所定の要件については別に定める。ただし、未修得者については、当該科目の成績が一定以上である場合、学科の判断で実習の履修を認めることがある。
- (2) 所定の実習指導科目を受講すること。なお、実習指導を受講する際の内規については別に定める。

(保育士資格の取得)

第24条 保育士資格を取得しようとする学生は、第11条及び第22条の要件を満たすほか、別表第二に定める保育士資格に関する授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

(教育職員免許状の取得)

第25条 教育職員免許状（幼稚園教諭二種免許状）を取得しようとする学生は、第11条及び第22条の要件を満たすほか、別表第三に定める幼稚園教諭免許状取得に関する授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

第6章 歯科衛生学科

(授業科目等)

第26条 第2条に規定する授業科目の単位を、次のとおり修得し、かつ選択科目を7単位以上修得しなければならない。

- (1) 教養教育分野 必修10単位
- (2) 専門教育分野 必修83単位

(進級)

第27条 在学年次に配当されているすべての必修科目の単位を修得した場合に、在学年次の1年次上の学年に進級することができる。

(留年)

第28条 在学年次に配当されているすべての必修科目の単位を修得できなかった場合は、留年となる。

2 学則第6条第1項ただし書の規定により、学長が特別な事情であると認める場合を除き、同一学年に2年を超えて在学することはできない。

第7章 栄養学科

(授業科目等)

第29条 第2条に規定する授業科目の単位を、次のとおり修得しなければならない。

- (1) 教養教育分野 必修8単位及び選択2単位以上
- (2) 専門教育分野 必修54単位

(実習の履修要件)

第30条 実習科目を履修する学生は、所定の科目の単位を修得していなければならない。
なお、所定の要件については、別に定める。

(栄養士資格の取得)

第31条 栄養士資格を取得するには、第11条及び第29条の要件を満たすほか、別表第四に定める栄養士資格に関する授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

第8章 観光ビジネス学科

(授業科目等)

第32条 第2条に規定する授業科目の単位を、次のとおり修得しなければならない。

- (1) 教養教育分野 必修14単位
- (2) 専門教育分野 必修20単位及び選択22単位以上
- (3) 演習分野 必修3単位及び選択3単位以上

第33条 削除

第9章 現代英語学科

(授業科目等)

第34条 第2条に規定する授業科目の単位を、必修40単位及び選択22単位以上修得しなければならない。

第10章 言語聴覚学科

(授業科目等)

第35条 第2条に規定する授業科目の単位を、次のとおり修得しなければならない。

- (1) 教養教育分野 必修13単位
- (2) 専門教育分野 必修83単位及び選択2単位以上

(臨床実習の履修要件)

第36条 次の授業科目を履修する学生は、当該各号の要件を満たしていなければならない。

- (1) 「臨床実習Ⅰ（見学実習）」
「言語聴覚障害学の基礎」の単位を修得していること。
 - (2) 「臨床実習Ⅱ（評価実習）」
専門展開科目の各区分（「臨床実習」以外）から1科目以上の単位を修得していること。
また、「臨床実習Ⅰ（見学実習）」の単位を修得していること。
 - (3) 「臨床実習Ⅲ（総合実習前期）」「臨床実習Ⅳ（総合実習後期）」
専門展開科目の各区分（「臨床実習」以外）から次のとおり単位を修得していること。
「言語聴覚障害学総論」, 「言語発達障害学」, 「聴覚障害学」の各区分から2科目以上,
「失語症・高次脳機能障害学」, 「発声発語・嚥下障害学」の各区分から3科目以上の単位
を修得していること。 また、「臨床実習Ⅱ（評価実習）」の単位を修得していること。
- 2 前項第2号及び第3号の規定にかかわらず、臨床実習科目の履修要件を満たさない場合であっても、学科の判断により、臨床実習科目の履修を認める場合がある。

第11章 改正

(改正)

第37条 この規程の改正は、教務委員会の議を経て、運営協議会の承認を得て学長が決定する。

附 則

- 1 この規程は平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程の変更については、平成23年4月1日から施行する。

- 2 第11条の変更については、平成23年度入学生から適用し、在校生については、なお従前のおりとする。

附 則

- 1 この規程の変更は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第15条の規定は、平成23年度入学者から適用し、それ以前に入学した者については、なお従前のおりとする。
- 3 この規程の変更に伴い、試験規程、追試験および再試験実施細則を廃止する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表第一、第15条及び第16条の規定については、平成25年度入学者から適用し、平成24年度以前の入学者については、なお従前のおりとする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第14条第2項及び第20条第2項の規定については、平成25年度入学者から適用し、平成24年度以前の入学者については、なお従前のおりとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年6月25日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第14条第2項、第20条第2項及び第28条第2項の規定については、平成25年度入学者から適用し、平成24年度以前の入学者は、なお従前のおりとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第6条、第15条、第17条の規定については、平成28年度入学者から適用し、平成27年度以前の入学者は、なお従前のおりとする。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 15 条及び第 29 条の規定については、平成 29 年度入学者から適用し、平成 28 年度以前の入学者は、なお従前のおりとする。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 32 条の規定については、平成 30 年度入学者から適用し、平成 29 年度以前の入学者は、なお従前のおりとする。

附 則

- 1 この規程は、平成30年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 18 条の規定は、平成 30 年度入学者から適用し、平成 29 年度以前の入学者及び同年度以前の入学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前のおりとする。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 26 条並びに別表第一及び別表第四の改正については、平成 31 年度入学者から適用し、平成 30 年度以前の入学者については、なお従前のおりとする。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 16 条、第 22 条及び第 32 条並びに別表第一から別表第三までの改正については、平成 31 年度入学者から適用し、平成 30 年度以前の入学者については、なお従前のおりとする。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 18 条及び別表第一の改正については、令和 2 年度入学者から適用し、平成 31 年度以前の入学者については、なお従前のおりとする。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 19 条の改正については、令和 2 年度入学者から適用し、平成 31 年度以前の入学者については、なお従前のおりとする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第16条、第17条、第32条から第34条まで及び別表第一の改正については、令和3年度入学者から適用し、令和2年度以前の入学者については、なお従前のおりとする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。ただし、在学生については、従前のおりとする。